

2011年（平成23年）11月8日

藤沢市土地開発公社

理事長 高木三廣様

藤沢市情報公開審査会

会長 安富 潔

情報公開請求の一部承諾決定に関する異議申立てについて（答申）

2011年（平成23年）6月3日付けで諮問された「土地開発公社土地台帳管理システムの平成21年度の取得明細書及び処分明細書全て」の情報公開請求の一部承諾決定の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

藤沢市土地開発公社（以下「実施機関」という。）が、「土地開発公社土地台帳管理システムの平成21年度の取得明細書及び処分明細書全て」の行政文書公開請求に対し、2011年（平成23年）4月22日付けでした一部承諾決定については、非公開とした部分のうち異議申立人が処分の取消しを求める部分の「取得明細書及び処分明細書」のうち「補償費金額」について、公開とすべきである。

2 事実

- (1) 異議申立人は、2011年（平成23年）4月8日付けで、実施機関に対し、藤沢市情報公開条例（平成13年藤沢市条例第3号。以下「条例」という。）第10条の規定により、「土地開発公社土地台帳管理システムの平成21年度の取得明細書及び処分明細書全て」の文書の行政文書公開請求を行った。
- (2) 実施機関は、当該請求に係る行政文書を「土地台帳管理システムの平成21年度の取得明細書及び処分明細書」（以下「本件文書」という。）と特定した。

- (3) 実施機関は、同月22日付けで、異議申立人に対し、一部承諾決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (4) 異議申立人は、同日付けで、実施機関に対し、本件処分のうち一部取消しを求める異議申立てを行った。
- (5) 実施機関は、同年6月3日付けで、藤沢市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、条例第18条の規定により、本件処分について諮問した。

3 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分のうち本件文書の「補償費金額」部分について取消しを求める、というものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人は、異議申立書で以下のとおりの主張をしている。

藤沢市監査委員が平成22年6月9日付け監査結果通知書（藤沢市監査委員公表第2号）の中で「藤沢市における公共用地の取得等に伴う損失補償の額は、公共用地の取得に伴う損失補償基準（昭和37年10月12日用地対策連絡会（以下「用対連」という。）決定）及び公共用地の取得に伴う損失補償基準細則（昭和38年3月7日用対連決定）に基づき算定されている」と指摘しており、算定基準が明確であれば公金支出に係る補償費金額を「藤沢市情報公開条例第6条第1号に規定する個人に関する情報に該当する」で非公開にすることは不当である。

4 実施機関の主張要旨

実施機関は、非公開理由説明書及び審査会の事情聴取に対する答弁で、以下のとおりの主張をしている。

2010年12月15日付けにて藤沢市資産経営課が公共用地取得等に係る情報公開の原則的取扱いを定めた。その取扱いの作成に際しては、藤沢市情報公開審査会答申及び最高裁の2判例（最高裁平成15年（行ヒ）250号平成17年7月15日第二小法廷判決・裁判集（民事）第217号523頁及び最高裁平成15年（行ヒ）295号平成17年10月11日第三小法廷判決・裁判集（民事）第218号1頁）を参考にして定めたものである。

補償金額については、用対連が定めた公共用地の取得に伴う損失補償基準及び損失補償基準細則を基に県が定めた損失補償基準に基づいて算出され、一定の鑑定手法に基づき公正な金額を算出するものであるが、個人がどのような工

作物，立木，動産等を有するかについては，公示されるものではなく，また，必ずしも外部に明らかになっているものではない。建物については，所有状況が不動産登記簿に登録されて公示されるものの，その価格要因のすべてが公示されるものではなく，建物の内部の構造，使用資材，施行態様，損耗の状況等の詳細まで外部に明らかになっているものではない。

したがって補償金額は，一般人であればおよその見当をつけることができるものではない。

以上を踏まえて補償金額は，個人の財産・収入に関する情報であって公開することにより個人の権利・利益を害するおそれがあることから条例第6条第1号に該当し非公開とした。

また，申立人が算定基準が明確であれば，公金支出に係る補償費金額を非公開とすることは不当であると主張しているが，処分理由で述べたとおり，算定基準は県の損失補償基準に基づいて算出するが，個人がどのような動産等を所有しているか，建物の内部がどのような形態になっているかは，外部から明らかになっているものではない。一般人であればおよそ見当をつけることができるものではなく，情報公開の原則的な取扱いを定めたときの参考とした前述の2判例でも補償金額は，非公開と判示されている。

さらに，「補償費金額」については，登記簿謄本等の文書と照合することで，個人が特定されるおそれがあることから，本件処分にあたっては，個人との契約に係る部分のみを非公開とした。

よって申立人の主張には理由がなく，本件異議申し立ては，棄却されるべきである。

5 審査会の判断

(1) 本件異議申立てに係る文書について

本件異議申立てに係る文書は，藤沢市土地開発公社が土地の売買にあたり，契約締結に至った案件について，土地台帳管理システムにおいて増減等を管理しており，当該システムにおける管理情報を反映した文書のうち，取得した土地に関しては「公有用地取得明細書」，処分した土地に関しては「公有用地処分明細書」があり，それぞれ「用地名」，「台帳地積」のほか，土地の取得又は処分に係る経費等の金額欄で構成されている。

実施機関により条例第6条第1号に該当するとして公開しないこととされた部分のうち，異議申立人によって争われているのは，本件文書中の補償費金額であるので，その該当性について以下検討する。

(2) 条例第6条第1号の該当性について

ア 条例第6条第1号では、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれのあるもの」については、公開しなければならないと規定しているものではない。

イ 実施機関は、対象文書における補償費金額について、個人の財産・収入に関する情報であつて公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあることから条例第6条第1号に該当し非公開としたと主張する。

ウ 本件文書中の用地名、台帳地積、経費等の記載内容から個人が識別され得るとは認められず、またそれぞれの用地毎の記載内容が複数又は一人の所有者に関する情報であるかの記載はないので、これを以って他の情報と照合することにより、容易に個人が識別できる情報とまでは認められない。

したがって、「補償費金額」については、本件文書を見ただけでは、特定の個人に関する情報と断定するのはおよそ困難であり、条例第6条第1号に規定する個人に関する情報に該当するとの実施機関の主張は認められない。

以上のことから、異議申立人が公開を主張する非公開処分とされた箇所については、条例第6条第1号に該当しないため、公開すべきであると判断する。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2011. 4. 8	・ 行政文書公開請求書受付
4. 22	・ 行政文書公開一部承諾決定処分
4. 22	・ 行政文書公開異議申立書受理
6. 3	・ 土地開発公社から審査会へ諮問書の提出
6. 3	・ 審査会から土地開発公社へ非公開理由説明書の提出要請
6. 6	・ 審査会から土地開発公社へ対象文書の提出要請
6. 6	・ 土地開発公社から審査会へ対象文書の提出
6. 10	・ 土地開発公社から審査会へ非公開理由説明書の提出
6. 13	・ 審査会から異議申立人へ非公開理由説明書の写しの送付 及び意見書の提出要請
6. 17	・ 実施機関への事情聴取及び審議
6. 23	・ 異議申立人から審査会へ意見書の提出
7. 1	・ 異議申立人の意見陳述及び審議
7. 21	・ 審議
8. 23	・ 審議
11. 8	・ 答申

第13期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期：2010年2月1日～2012年1月31日)

氏 名	役 職 名 等
◎ 安 富 潔	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
○ 小 澤 弘 子	弁護士
青 木 孝	弁護士
中 津 川 彰	弁護士
金 井 恵里可	文教大学国際学部准教授

◎会長 ○職務代理者